

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 (平成14年8月2日閣議決定)の概要

1 基本計画策定の根拠等

- 平成13年12月に議員立法により制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定・公表。
- 子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進。
- おおむね5年間(平成14年度～18年度)にわたる施策の基本的方向と具体的な方策。

2 基本計画の概要

《家庭、地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供》

- 家庭教育に関する学習機会等を通じた、親に対する、読書の重要性の理解の促進
- 図書館等でお話し会などの活動や関係機関と連携した取組の充実
- 「子どもゆめ基金」の助成による、民間団体の活動の支援
- 学校における学習活動を通じた読書活動の推進
- 学校における「朝の読書」の奨励や目標を設定すること等による、読書習慣の確立

《図書資料の整備などの諸条件の整備・充実》

- 図書館や公民館図書室など地域における読書環境の整備
- 図書館の図書資料の整備や情報化の推進
- 図書館司書の養成・研修の充実と適切な配置
- 学校図書館図書整備5か年計画による図書資料の計画的整備（公立義務教育諸学校について、平成14年度から毎年約130億円、5年間総額約650億円の地方交付税措置）
- 学校図書館の情報化の推進
- 司書教諭の発令の促進、学校図書館担当事務職員の配置やボランティアの協力

《学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取組の推進》

- 図書館を中心とした他の図書館、学校図書館、保健センターなどの関係機関、国際子ども図書館等との連携・協力。地域の推進体制の整備等

《社会的気運醸成のための普及・啓発》

- 子ども読書の日（4月23日）を中心とした全国的な啓発広報
- 文部科学省の専用ホームページによる関連情報の広範な提供

※ 本計画に掲げられた各種施策の実施のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。